

芝浦工業大学
学生各位

国際部

留学希望者を対象とする渡航支援金について（2024 年度）

2024 年度中に出発する留学プログラムを対象として、日本学生支援機構（JASSO）から「渡航支援金制度」の案内がありました。利用を希望する方は、本資料の案内に従って申請/書類を提出してください。提出書類に不備があった場合や、申請の期日を過ぎた場合には申請は認められません。

1. 渡航支援金の支給条件

2024 年度の渡航支援金制度では、以下の 2 パターンの支給条件があります。

(1) JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）の対象となるプログラムに参加する者

(2) JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）の基本支給条件をすべて満たす者

- ・学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ申請時の前年度の成績を元に試算される成績評価係数（※GPA とは異なります）が、2.3 点以上（3.0 点満点）の者
- ・日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- ・学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- ・経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
- ・派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- ・派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者
- ・派遣プログラム参加のために本制度以外の奨学金等を受ける場合、その奨学金の支給月額合計額が、下記の表に示す奨学金支給月額を超えない者（「芝浦工業大学海外留学奨学金」の奨学金月額とは異なります。）

渡航先	パリ、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール等、一部の都市	北米・西欧諸国など	韓国、東南アジア諸国 (タイ、マレーシア、ベトナム等) 東欧諸国 (ポーランド等)	中国、台湾、インドなど
成績評価係数 2.30 以上	10万円	8万円	7万円	6万円
成績評価係数 2.30 未満	8万円	6万円	5万円	4万円

※本制度以外の奨学金等を受ける場合、奨学金等支給団体側が本制度の奨学金との併給を認めない場合がありますので、申請前に当該団体に確認してください。

※JASSO が実施する貸与型奨学金「第一種奨学金」及び「第二種奨学金」との併給は可能です。

※JASSO が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められません。

※「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。

(3) 上記 (1) (2) を満たしたうえで、一定の派遣期間（新規登録時の奨学金支給回数が 6 回以上）を満たす、あるいは、一定の家計基準を満たした場合に、下記に準じて渡航支援金が支給されます。

◎両方満たした場合には、②家計基準による場合の支援金が支給されます。

①渡航支援金（派遣期間による場合）	②渡航支援金（家計基準による場合）
13 万円	16 万円

※家計基準を満たしていると思われる方は、提出書類を準備する前に国際部にご相談ください。

問い合わせ先：

国際部 国際プログラム推進課（03-5859-7140）

↳ 語学研修・スタディツアー：outbound-esl@ow.shibaura-it.ac.jp

↳ グローバル PBL：inbound-short@ow.shibaura-it.ac.jp

↳ 交換留学：study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp

2-1. 渡航支援金（派遣期間による場合）

プログラム申込時の奨学金支給期間が 6 ヶ月以上＝毎月支給される奨学金の支給回数が 6 回以上の者が対象です。（途中でプログラム期間が変更になり、奨学金支給回数が 6 回未満から 6 回以上となった場合は渡航支援金の対象にはなりません。）

参加する留学プログラム開始月の 4 ヶ月前までに、留学期間を確定させたいうえで、国際部までご連絡ください。study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp

例：8 月 20 日出発のプログラムの場合、4 月まで

2-2. 渡航支援金（家計基準による場合）

（1）家計基準の条件

家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である者。

給与所得者の場合	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※養育費は収入に含みません。

（2）大学への提出書類

生計維持者とは、原則として父母双方（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）となります。

ただし、大学院生については、独立生計であると本人より申告があった場合は、下記の表「V その他（独立生計等）」を確認してください。

I 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居(一人暮らし)	父母(2名) ※専業主婦(主夫)、無職無収入の場合でも生計維持者となります。	・「生計維持者申告書」(様式R) ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
II 父母が離婚調停中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調停中	父母(2名) ※離婚調停中でも原則父母となります。	・「生計維持者申告書」(様式R) ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中(父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない)	生活を支援する父又は母(1名)	・「生計維持者申告書」(様式R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類(例:裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等)
III 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚していない	原則父母(2名) ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母(1名)を生計維持者とすることができます。	・「生計維持者申告書」(様式R) ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は、離婚した「事実関係を証明する書類」(例:戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本)
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手(2名) ※再婚には事実婚も含みます。	・「生計維持者申告書」(様式R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類

IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別(再婚していない)	左に該当しない父又は母(1名)	・「生計維持者申告書」(様式R) ・父、母又は親族(1名)の収入・所得を証明する書類
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族(1名) ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	・事実関係を証明する書類(例:戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票(マイナンバーのないもの)等)
3	父又は母が意識不明(精神疾患含む)又は生死不明(行方不明)により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母(1名) ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。	・「生計維持者申告書」(様式R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類(例:主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等)
V その他(独立生計等)		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生(未婚で、独立生計である)	学生本人(1名)	・「生計維持者申告書」(様式R) ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式R-2) ・学生本人の収入・所得を証明する書類(ただし、合計所得金額が48万円以下の場合、生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写しの提出が必要となります。) ・学生本人の住民票(世帯(婚姻)状況が記載され、マイナンバーのないもの)
2	学生が結婚している ※3、4の場合を除く	学生と配偶者(2名)	・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人(1名)	・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類(配偶者控除欄の分かるもの)
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者(1名)	・「生計維持者申告書」(様式R) ・配偶者の収入・所得を証明する書類(配偶者控除欄の分かるもの)
5	家庭内暴力(DV等)により父母と別居している	主に支援をしている親族(1名)又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	・「生計維持者申告書」(様式R) ・親族(1名)又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類(例:公的機関による証明書等)
6	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた(又は里親に養育されていた)	学生本人(1名)	・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類(例:公的機関による証明書等)

(3) 収入・所得を証明する書類

原則、2024年度所得証明書（2023年1月～12月）で、(1)家計基準を満たしているか、確認する必要がありますが、2024年6月頃までに派遣プログラムに参加する者で、2024年度所得証明書（2023年1月～12月）の発行が間に合わない場合は、2023年度所得証明書（2022年1月～12月）を提出してください。

所得を証明する書類
市町村役場発行の所得証明書（写し可） ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 例：課税証明書、非課税証明書など

※父母等が海外勤務の場合は、(和訳された)給与明細書（2023年1～12月分）の写しにより、「総支給額（支払総額）」（税込）を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートにつきましても、根拠資料として、書類を提出してください。

※合計所得金額（無収入の場合、0円と記載があるもの）が記載された証明書に限ります。

(4) 必要書類の提出期日

参加する留学プログラム開始月の2ヶ月前の月の10日まで（10日が土日の場合は前日の金曜日まで）

例：8月出発のプログラムの場合、6月10日まで

■提出先

国際部 国際プログラム推進課（03-5859-7140）

※プログラムによって提出先が異なります。各プログラム担当の指示に従って書類を提出ください。

└語学研修・スタディツアー：outbound-esl@ow.shibaura-it.ac.jp

└グローバルPBL：inbound-short@ow.shibaura-it.ac.jp

└交換留学：study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp

※期日までにすべての書類を提出できない場合は、本奨学金に申請することはできません。